五日五十八歳を以て歿した。附物頭並となつて五十石を加へ、同年八月廿預立院附御用人となり、寶曆十三年三月同御

ノムラシゲタケ 野村重威 通番太郎三郎、後に勘兵衛。初め新知三百石を受け、前田綱後に勘兵衛。初め新知三百石を受け、前田綱後に勘兵衛。初め新知三百石を受け、前田綱治・正徳の間累遇して馬廻頭となり、享保九年八月十六日歿した。年五十八。重威字を流固、號を務敏、亭を謀野といひ、滞治の例格を語練し、又書を讀み、詩を作り、連歌を好み、茗事に通じ、室鳩巣・五十川剛伯・梅林好み、茗事に通じ、室鳩巣・五十川剛伯・梅林好み、茗事に通じ、室鳩巣・五十川剛伯・梅林

孫游に世襲する。 寛永元年十一月十七日歿した。年七十三。子 老して、宗順と號し、養老封三百石を削き、 増し、併せて二千石となつた。慶長十八年退 に謁し、寶刀・鞍馬を賜はつて復命し、千石を の職捷を報ずる為、利長の使者となつて家康 際壯丁を率ゐて服役し、慶長五年には大聖寺 を加へ、足輕頭となり、又秀吉の大坂築城の に仕へて五百石を受け、後出陣數度、五百石 家から寶刀一を賜はり、 使者となつてその獲た首級を利家に貼り、利 後五郎兵衛と敗めた。近江の人。父は若狭守。 天正中前田利家の石動山を討つた時、盛政の 重縮初め佐久間盛政に隷して旗奉行となり、 ノムラシゲナホ 野村重猶 柳ヶ瀬戰役の後利家 勘兵衛と稱し、

り、累選して元祿三年定番頭となつた。十五百石を加增せられ、寬文四年大小將番頭とな兵衞豬克の後を襲ぎ、千五百石を受け、後二兵衞豬克の後を襲ぎ、千五百石を受け、後二人の。實は治兵衞永實の子で、永實の兄與三

イスランゲマサ 野村重政 左馬允と稱した。父は佐々成政の臣福岡典四郎。重政前田 村家に仕へ、利長の時二百三十石を賜はり、 命を奉じて重猶の義子となり、重強退老の後 千七百石を併せ領し、大坂兩役に出陣してそ の後役には岡山口で槍功があり、二たび祿を でとびには岡山口で槍功があり、二たび祿を でという。

ノムラシチベエ 野村七兵衞 又傳兵衞。十八年武州八王子に於いて戰歿した。子孫藩職役に從うて功あり、祿遂に千石に至つたが、、市八年武州八王子に於いて韓田利家に臣事し、天正十二年末森中八年武州八王子に於いて戦歿した。子孫帝に世襲する。

孫藩に世襲する。

ノムラシロザエモン 野村四郎左衞門 神 二百三十石で、御棗所奉行を勤めてゐたが、真享三年三月廿二日前田助佑恒長に御預となり、四年四月六日下口に追放せられた。そのり、四年四月六日下口に追放せられた。その 非狀は明らかでないが、野々村忠右衞門と同目であるから、互に開係があつたのであらう。 ノムラナガザネ 野村永實 通稱治兵衞。 實は宇野加右衞門の子。野村重政の養ふ所と なり、その祿千二百石を配知せられ、前田綱紀に仕へて會所奉行となり、萬治二年馬廻頭紀に仕へて會所奉行となり、萬治二年馬廻頭紀に進み、寛文四年歿した。

ス十九。 アルラナガシゲ 野村永重 通稱五郎兵衞の文は治兵衞永寶。寬文四年遺知千二百石を襲ぎ、御馬奉行・御大小將番頭から、漸く進んで御馬廻頭に至り、元祿十五年歿した。享年五十九。

した。實は菊池十六郎の第三子。野村重政のノムラナホカツ 野村猶克 奥三兵衛と稱

愛。
養子となり、祿千五百石を襲いだ。
寛文三年

ノムラノブョシ 野村信由 通稱七兵衞。年遺知百五十石を襲ぎ、大小將・大小將番頭・順九郎・源兵衞。父は源兵衞昌信。安永六郎・順九郎・源兵衞。父は源兵衞昌信。安永六郎・順九郎・源兵衞。父は源兵衞昌信。安永六

て小松に移り、莨島に居た。享保元年歿。子寛永十六年御馬廻組に屬し、前田利常に從うに歴任した。 野村半兵衞 祿二百石。に歴任した。

ノムラブンシ 野村文志 金澤の俳人。所居を百花堂と號した。もと上堤町の書肆で、衛の養子となつて、矢張り前業を繼續した。その 麩屋時代には、天 和元年 加賀染を出版と、三箇屋になつてから資永五年友琴追善のし、三箇屋になつてから資永五年友琴追善のし、三箇屋になつてから資永五年友琴追善のし、三箇屋になつてから資永五年友琴追善のりがでない。

ノムラョリノブ 野村因信 通解源左衛門・七兵衛。元祿十三年父七兵衞の遺知二百五十石を襲ぎ、後加增兩度で八百五十石に至つた。その職は、寶永六年前田吉德附、享保二年御供小將番頭より次第に昇進して御馬廻頭に至り、延享三年御免、明和四年正月二十日七十り、延享三年御免、明和四年正月二十日七十九歳を以て歿した。

前代蘭作はその聲の美なるを以て女壻たらし 脇師。もと染物屋の次男で直五郎というたが、

【年歿。【日中央の【日中央の【日中のの【日中のの【日中のの【日本のの【日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本のの「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日本の「日

ノリキ 乘木 珠洲郡馬渡の内の小字。 ノリサダ 則定 珠洲郡大谷の内の小字。 年大納言時忠の館跡といふものがその地に在 年大納言時忠の館跡といふものがその地に在 中大納言時忠の館跡といふものがその地に在 中神するが確實ではない。

原則光と切る。古刀に屬するが時代不詳であ ノリミツ 則光 加賀の刀工。則光又は藤ノリゾメ 乘初 →イゾメ 射初。

フリモノ 乗物 加賀藩では寛文元年閏八 川十日家臣の乗物に開して規定した。それに はれば、自分知三千石以上の者及び病人。出家・ 御小々將。十五歳以下の者及び病人。出家・ は、自分知三千石以上の者及びその惣領、 は、自分知三千石以上の者及びその惣領、